

# 利用者の皆様への注意事項

乗船中は下記の注意事項を守り、遊漁船業務主任者の指示に従って下さい。

## 〈法律・規則等で定まっている事項〉

- 1 アワビ、ウニ、ワカメ等は獲ってはいけません。(漁業法第60条第5項)
- 2 全長20cm以下のさけ・ます、全長30cm以下のうなぎを獲ることは禁止されています。(岩手県漁業調整規則第39条)
- 3 遊漁で使用できる漁具は、限られています。(岩手県漁業調整規則第47条)
- 4 船では、釣り漁具を使用しさけ・ますを釣ることは出来ません。(10月1日～2月末日)(岩手海区漁業調整委員会指示)
- 5 全長30cm未満のヒラメの採捕、所持、販売は禁止されています。(岩手海区漁業調整委員会指示)

## 〈その他の事項〉

- 1 以下について漁業者の自主規制が取り組まれています。小型魚等は再放流して下さい。

漁業者の自主規制	マコガレイ	アイナメ	ミスダコ
	全長20cm未満	全長25cm未満	体重2kg未満

- 2 資源保護、養殖施設保全等のための取り決めにより、ご案内出来ない漁場がありますのでご了承下さい。



岩手県遊漁船業協会

TEL & FAX (019)-626-3063  
<http://www.iwate-yuugyosen.net/>

